

交通安全・安心フェスタ(法令講習会)

交通安全などの啓発を目的とした交通安全・安心フェスタを開催します。どなたでも自由に参加できます。当日は交通安全グッズを無料配布します。(法令講習受講証をお持ちの方は必ず持参してください。)また、昨年に引き続きヘルメットが当たる抽選会を予定しています。多数のご参加をお待ちしております。

※駐車場に限りがありますので、徒歩、自転車、乗り合わせ等のご協力をお願いします。

日時：9月26日(土) 14時から 場所：中央公民館 1階ホール 内容：法令講習 防犯講話

主催：加茂地区交通安全協会坂祝支部

後援：坂祝町民生委員児童委員協議会 可茂保護区保護司会

問い合わせ先：加茂地区交通安全協会 坂祝支部 事務局(坂祝町総務課) ☎66-2401



令和8年度「みのかも定住自立圏 防災士養成講座」

これまで町では、防災士資格取得に係る費用の全額を補助する「防災士資格取得補助金」を交付してまいりましたが、本補助金制度は令和7年度をもって終了となりました。

これに代わり、令和8年度からは「みのかも定住自立圏」の共同事業として、受講費・教本代が無料となる「防災士養成講座」を新たにスタートし、参加者を募集します。

地域の防災リーダーとして、防災について学んでみませんか。

【講座・試験で全4日間】

講座：令和8年10月31日(土)、11月3日(火・祝)、21日(土) 各日午前9時30分～午後4時30分(予定)

試験：令和8年11月29日(日) 午後5時30分～午後6時30分

会場：講座／西体育館(美濃加茂市西町3丁目232) 試験／可児市総合会館5階大ホール(可児市広見1丁目5番地)

形式：講義、グループワーク、実技など

定員：50名(応募者多数の場合は抽選となります)

対象：次のすべての要件を満たす人 ①中学生以上で美濃加茂市・加茂郡にお住まいの人 ②防災訓練など地域の防災活動に貢献する意思・意欲のある人 ③全ての講座に出席できる人

【申込方法・申込期間】

申込方法：次のURLまたは二次元コードから申し込み、または所定の申込書に記入しお住まいの自治体防災担当窓口へご提出ください ※申込書は、役場3階総務課窓口に設置しています。

申込期限：令和8年10月2日(金)

申し込みURL：<https://logoform.jp/f/kl2lq>



申し込みコード

【参加費】

受講費・教本代は無料 防災士試験受験に係る以下の費用が別途必要となります。合計8,000円(受験料3,000円登録代5,000円)

問い合わせ先：役場総務課 ☎66-2401(直通)

みのかも定住自立圏とは

「美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村」で構成されており、複数の市町村が互いに協力しながらまちを守り育てていくをモットーに、住み続けたいまち、住んでみたいまちになるように様々な取り組みを行っています。

9月1日(火)～10月31日(土)は「行政相談月間」です

「困ったら 一人で悩まず 行政相談」

行政相談とは・・・

あなたの暮らしの中で、役所の仕事について不満を感じたり、よく分からないということはありませんか？ そんなあなたの声を総務大臣が委嘱した行政相談委員がお聴きします。相談は無料で、秘密は固く守られます。

例えば

- ・道路の危険な箇所を直してほしい
- ・介護等福祉のサービスが受けられなくて困っている
- ・河川の清掃・管理をしっかりしてほしい
- ・役所への手続きが分からない
- ・役所の説明に納得できない
- ・どこの役所に相談してよいかよく分からない
- ・特殊法人(NTT、年金事務所、郵便局など)や独立行政法人(国立病院など)の対応に不満がある

相談日時・場所のお知らせ

と き：10月15日(木) 10時～12時 ところ：坂祝町中央公民館 行政相談委員：中村良一さん

お問い合わせ先は、総務省 岐阜行政相談センターです。愛称は「まぐみみ岐阜」です！

住 所：〒500-8114 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎

おこまりならまる まるくじょーひゃくとおぼん

☎0570-090110 FAX: (058) 248-6755

ホームページ：<https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/gifu.html>



行政相談のマスコット
「キクーン」



【ホームページへ】

岐阜地方法務局からのお知らせ

相続によって不動産を取得した相続人は、相続したことを知った日から3年以内に相続登記をする必要があります。

相続登記の義務化が開始された令和6年4月1日より前に相続したことを知った不動産は、令和9年3月末日までに登記をする必要があります。

正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

なお、不動産の価額が100万円以下の土地は、令和9年3月末日まで登録免許税が課されません。



不動産登記推進イメージ
キャラクター「トウツネ」



【詳しくはこちら】